

溶接会館図書室利用規則

平成 25 年 4 月 1 日制定
一般社団法人 日本溶接協会

(総則)

第 1 条 溶接会館図書室（以下「図書室」という。）は、一般社団法人日本溶接協会（以下「本協会」という。）が溶接・接合技術に関する図書、文献、資料等（以下「図書室資料」という。）を収集、整理、保存して、本協会団体会員、学識会員、専門部会・研究委員会等の委員、関連団体及び一般の溶接従事者に対して利用に供することを目的とする。

(開館日・開館時間)

第 2 条 図書室は次の日を除き毎日開館する。

- (1) 土・日曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 本協会の休業日及びその他特に本協会が閉館を必要と認めた日
- 2 前項 (3) による閉館日については本協会ホームページに掲載する。
- 3 図書室の開館時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、特別な事情があるときは、開館時間を変更することがある。

(館内閲覧利用条件、入室カード)

第 3 条 本規則に同意し、図書室を利用する者は、事務局受付窓口にて、身分を確認できる証書（パスポート、運転免許証、健康保険証、社員証、本協会発行の有効な適格性証明書等の身分証明書）を提示し、申請書に記入の上、所定の手続きをして図書室への入室カードの貸与を受ける。

- 2 入室カードは、必ず当日の開館時間中（午前 10 時～午後 5 時まで）に返却しなければならない。
- 3 昼食などで溶接会館から一時外出する場合は、事務局受付窓口に入室カードを返却し、再度入室する場合はもう一度事務局受付窓口にてカードを受け取ってから入室しなければならない。
- 4 図書室利用者は、常に入室カードを携帯し、本協会職員の要求に応じてこれを示さなければならない。トイレ、喫煙などで一時的に図書室から離席する場合も必ず入室カードを携帯しなければならない。

(セキュリティ)

第 4 条 図書室管理に適切なセキュリティ装置及び防犯カメラを設置する。

- 2 防犯カメラは、図書室における盗難等の犯罪行為の証拠を記録することによって、犯罪行為の抑止を図るとともに、利用者の安全を確保することを目的とする。
- 3 本協会は、記録された映像を第 2 項の設置目的のみに利用し、自己の画像を記録され

た者の権利保護を図る。

(図書取扱、禁止事項、利用の制限)

第5条 図書室利用者は図書室資料を紛失、汚損しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。

- 2 図書室資料の内容を全部又は一部箇所に関わらず、複写、撮影してはならない。
- 3 本協会は著作権法に則った図書室運営を行い、コピーサービスは行わない。
- 4 図書室資料の一部には、利用に供することができないものがある。

(迷惑行為の禁止)

第6条 図書室利用者は、次のことをしてはならない。

- (1) 図書室内で音読、大声での談話、飲食、喫煙などをすること
- (2) 本協会の許可なく図書室内で会合すること
- (3) その他、他の利用者に迷惑をかけること

(貸出し、館外帯出)

第7条 図書室資料の貸出しは行わない。室外持出しは原則禁止とする。

- 2 本協会がその必要を認めた場合に限り、図書室資料の一時的な帯出を許可することがある。
- 3 図書室資料を帯出するときは、所定の手続きによって本協会の許可を得なければならない。
- 4 帯出した図書室資料はいずれも、他人に又貸しする等、許可された者以外の使用に供してはならない。
- 5 帯出した図書室資料は原則当日中に返却する。本協会が認めた場合に限り返却期限を定め、一定期間の帯出を許可することがある。

(PCの利用)

第8条 図書室利用者は、図書室設置のパソコンを利用することができる。

- 2 パソコンの利用方法の詳細は、入室申請窓口で確認できる。
- 3 利用者は、以下のことをしてはならない。
 - (1) PC等の情報機器の位置を変更、又は構成等を変更すること
 - (2) PCにインストールされているOS、アプリケーション等を変更すること
 - (3) 勝手にソフトウェアをインストールすること
 - (4) 一般利用者として発行されたユーザID及びパスワードを他人に貸与すること
 - (5) ネットワークシステムを通じて入手した情報を複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすること。またこれを第三者にさせること
 - (6) ネットワークシステムを利用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用をすること
 - (7) 公序良俗に反する行為（閲覧するにふさわしくないホームページを閲覧することを含む）

- (8) 犯罪的行為に結びつく行為
- (9) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害する行為
- (10) 他の利用者又は第三者の財産、情報、プライバシー等を侵害する行為
- (11) 他の利用者又は第三者の姓名、アカウント等を詐称して情報を発信する行為
- (12) 他の利用者又は第三者を誹謗・中傷する行為
- (13) ネットワーク管理、運営を妨げる行為
- (14) その他、法律又は本協会規則に反する行為

(弁償、利用停止)

第 9 条 図書室資料を紛失、汚損した者、設備に損害を加えた者、又は貸与した入室カードを紛失した者は、速やかに本協会に連絡し、弁償、修繕等の責任を負うこと。

2 本規則に従わない者に対しては、直ちに退室を求め、以後の利用を停止する。

3 第 7 条 2 項に基づき、図書室資料を帯出し期限までに返却しない場合にはその旨を通知し、なお理由なく返却しない者に対しては利用を停止する。

(免責)

第 10 条 本協会は、図書室の利用において提供したサービスの遅延若しくは中断により、又は提供した情報に関連して生じた損害に対し、その責任を一切負わないものとする。

2 本協会は、利用者が図書室の機器等を使用して、又は館内に利用者の機器等を持ち入れてこれを使用したときに生じた損害に対し、その責任を一切負わないものとする。

(規則の変更)

第 11 条 この規則の改廃は溶接情報センター委員会の議を経て、理事会の承認を要する。

(付則)

この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。